2023 年 2 月 6 日（第 1 版）

機械器具　３２　医療用吸引器

管理医療機器　　歯科用吸引装置ポンプ　　JMDN　70727000　　認証番号　304AGBZX00054A01

セントラルバキューム　ＴＥＣＯ－６ＤＫ

【警告】

1)フィルター清掃やフィルター交換作業時は必ず電源を切ること。
［粉塵の吸入、怪我防止のため］

【禁忌・禁止】

〈使用方法〉

1)有機溶剤(レジン液、アルコールなど)を吸引しないこと。
［火災などを引き起こす可能性があるため。］

2)液体を吸引しないこと。
［感電の恐れがあるため。］

【形状･構造及び原理等】

１）形状

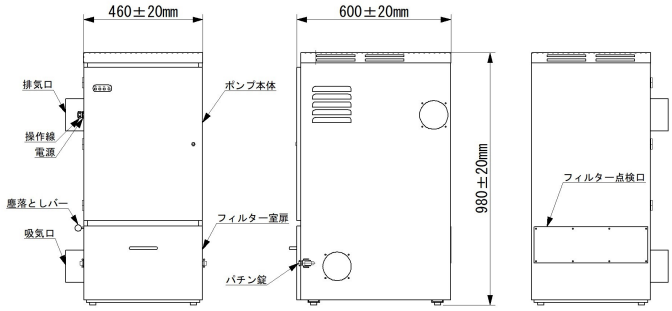

２）構造ブロック図

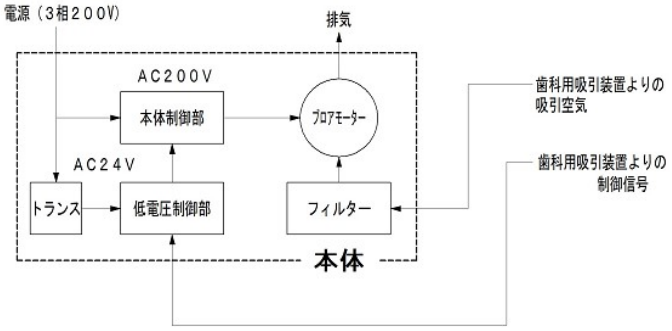

３）原理

口腔外バキュームの操作スイッチによりブロアーモーターを回転させ、それにより発生する吸引圧により口腔外へ飛散する飛沫を吸引し、本体内のフィルターで気体と分離させ、気体のみをブロアーモーターにより排気し、飛散物はフィルター内に留まる構造である。

４）定格

定格電圧：　交流三相２００V
周波数　：　５０／６０Hz
定格電流：　７．５／１１．０　A
機器のタイプ：口腔外セントラル方式

【使用目的又は効果】

歯科治療時に、口腔外へ飛散される飛沫を吸引除去すること。

【使用方法等】

１）設置方法

詳細については設置マニュアルをご使用前に必ずお読み下さい。

２）組立方法

詳細については設置マニュアルをご使用前に必ずお読み下さい。

３）使用方法

１〕使用前

設備側、電源スイッチを ON（入）にして表示灯を確認する。

２〕使用中

① 口腔外バキュームのスイッチを ON（入）で引圧される。
② スイッチを OFF（切）にすると吸引を停止する。

３〕使用後

① 施術後、口腔外バキュームのスイッチが OFF（切）であることを確認する。
② 設備側、電源スイッチを OFF（切）にする。

【使用上の注意】

詳細については、取扱説明書をご使用前に必ずお読みください。

１） 熟練した者以外は機器を使用しないこと。

２） 機器を設置するときには、次の事項に注意すること。

① 水のかからない場所に設置すること。
② 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分など含んだ空気などにより悪影響の生ずるおそれのない場所に設置すること。
③ 傾斜、振動、衝撃（運搬時を含む）など安定状態に注意すること。
④ 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に設置しないこと。
⑤ 電源の周波数と電圧及び許容電流値（又は消費電力）に注意すること。
⑥ アースを正しく接続すること。

３）機器を使用する前に次の事項に注意すること。

① スイッチの接触状況、極性、ダイヤル設定、メーター類などの点検を行い、機器が正確に作動することを確認すること。
② アースが完全に接続されていることを確認すること。
③ すべてのコードの接続が正確でかつ完全であることを確認すること。
④ 機器の併用は正確な診断を誤らせたり、危険を起こす恐れがあるので十分注意すること。

４）機器の使用中は次の事項に注意すること。

① 診断、治療に必要な時間・量をこえないように注意すること。
② 機器全般及び患者の異常のないことを絶えず監視すること。
③ 機器及び患者に異常が発見された場合には、患者に安全な状態で機器の作動を止めるなど適切な処置を講ずること。
④ 機器に患者がふれることのないよう注意すること。

取扱説明書を必ずご参照ください。

５）機器の使用後は次の事項に注意すること。

① 定められた手順により操作スイッチ、ダイヤルなどを使用前の状態に戻したのち、電源を切ること。

② コード類のとりはずしに際してはコードを持って引き抜くなど無理な力をかけないこと。

③ 付属品、コード、導子などは清浄にしたのち整理してまとめておくこと。

④ 機器は次回の使用に支障のないよう必ず清浄しておくこと。

６）故障したときは勝手にいじらず適切な表示を行ない、修理は専門家にまかせること。

７）機器は改造しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

１）保管（設置）方法

保管場所については次の事項に注意すること。

① 水のかからない場所に保管すること。

② 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などにより悪影響の生ずるおそれのない場に保管すること。

③ 傾斜、振動、衝撃（運搬時を含む）など安定状態に注意すること。

④ 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。

＊２）動作保証条件

・温度　１０～４０　℃

・湿度　３０～７５　％

・気圧　７００～１０６０　ｈPa

３）耐用期間

製造の日から、正規の保守点検を行った場合に限り５年間とする。[自己認証（当社データ）による]

【保守・点検に係わる事項】

１）詳細については取扱説明書の保守点検の項をご使用前に必ずお読み下さい。

２） 機器及び部品は必ず定期点検を行うこと。

３） しばらく使用しなかった機器を再使用するときには使用する前に必ず機器が正常にかつ安全に作動することを確認すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名：　株式会社ＡＬＶＡＣ
住所　：　〒４８６－０８１７
愛知県春日井市東野町５丁目１６番地３
電話番号　：　０５６８－２９－８６８７
ファックス　：　０５６８－２９－８６８９
ホームページ　：　http://www.alvac-dm.com
製造業者名　：　株式会社ＡＬＶＡＣ

取扱説明書を必ずご参照ください。